



福岡県医発第 2073 号（総）
平成 19 年 2 月 23 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



住宅地等における農薬使用について

標記について、福岡県農政部長より別添のとおり通知がまいりました。

本件は、病院等の公共施設内の植物等における病虫害防除について、定期的な農薬散布を廃し、被害発生時には剪定や捕殺等により防除を行うよう最大限努めることとされております。

つきましては、貴会におかれましても本趣旨をご理解いただき、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

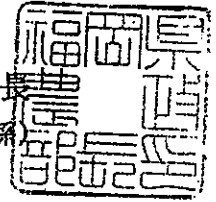


18農技 第6831号

平成19年2月9日

福岡県農薬安全使用対策
協議会関係組織・団体の長 殿

福岡県農政部長
(農業技術課食の安全係)



住宅地等における農薬使用について(通知)

このことについて、別紙のとおり農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長より通知されました。

農薬の適正使用を推進し、人畜への被害の防止や生活環境の保全を図るため、別紙の内容について御了知願います。

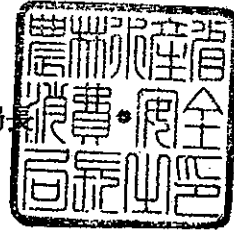




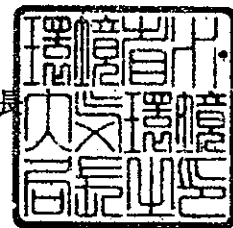
18消安第11607号
環水大土発第070131001号
平成19年1月31日

福岡県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」旨規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、平成17年度に「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」の一環として環境省が実施した「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」によると、多くの自治体で適切な方法での使用がなされているものの、一部の自治体において、病虫害の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している、散布の対象範囲を最小限の区域に留めていない、これまでに知見のない農薬の組合せで現地混用を行っている等の不適正な事例も依然みられる状況にある。

このような状況を踏まえ、農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病虫害防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等（以下「農薬使用者等」という。）に対して下記1及び2の事項を遵守するよう指導すること、貴自治

体において下記3、4及び5の事項の実施に努めるとともに貴自治体内の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間で緊密な情報交換を行うこと等により連携の強化を図ることにつき、貴職の協力を要請する。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号）は廃止する。

また、環境省では、現在、農薬飛散リスク評価手法等確立調査に係る検討会を開催して、学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹及び住宅地に近接する森林等（以下「公園等」という。）の管理者向けの病虫害・雑草管理マニュアルの策定に取り組んでおり、その検討資料は環境省のホームページで公開しているところである。また、農林水産省のホームページでは人の健康に対するリスクと環境への負荷の軽減に配慮した病虫害・雑草管理を推進するため、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針」を公開している。これらの資料についても適宜活用されたい。

記

1 住宅地等における病虫害防除に当たっては、農薬の飛散が周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、次の事項を遵守すること。

（1）農薬使用者等は、病虫害やそれによる被害の発生の早期発見に努め、病虫害の発生や被害の有無に関わらず定期的に農薬を散布するのではなく、病虫害の状況に応じた適切な防除を行うこと。

（2）農薬使用者等は、病虫害に強い作物や品種の選定、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等による物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。特に公園等における病虫害防除に当たっては、被害を受けた部分のせん定や捕殺等を優先的に行うこととし、これらによる防除が困難なため農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）には、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合には、最小限の区域における農薬散布に留めること。

（3）農薬使用者等は、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。

（4）農薬使用者等は、農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意するとともに、粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用したり農薬の飛散を抑制するノズルを使用する等、農薬の飛散防止に最大限配慮すること。

（5）農薬使用者及び農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努めること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子ど

もの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮すること。公園等における病虫害防除においては、さらに、散布時に、立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

- (6) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

2 農作物等の病虫害を防除する際に、使用の段階でいくつかの農薬を混用する、いわゆる現地混用については、散布労力の軽減等の観点から行われている事例があるものの、混合剤として登録されている農薬の使用とは異なることから、現地混用を行う場合、農薬使用者等は、以下の点に注意する必要がある。

- (1) 農薬に他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、それを厳守すること。
- (2) 試験研究機関がこれまでに行った試験等により得られている各種の知見を十分把握した上で、現地混用による危害等が発生しないよう注意すること。その際、生産者団体が発行している「農薬混用事例集」等を必要に応じて参考とし、これまでに知見のない農薬の組合せで現地混用を行うことは避けること。特に有機リン系農薬同士の混用は、混用による相加的な作用を示唆する知見もあることから、これを厳に控えること。

3 貴自治体内の病虫害防除所等指導機関等においては、農薬製造者に対し、以下の点について協力を要請するよう努めること。

- (1) 農薬使用者等や指導機関等からの情報等に基づき、混合剤の開発及び登録を推進するよう努めること。
- (2) 病虫害の発生状況や労力軽減等の観点から、農薬使用の現場において現地混用が行われている状況を十分認識し、現地混用を行った際の安全性に関する知見の収集及び当該知見の農薬使用者等への提供に努めること。

4 貴自治体内の病虫害防除所等指導機関等においては、2に掲げた留意点を踏まえつつ、農薬使用者等に対し、現地混用に関する情報等の提供や使用方法に係る指導に努めること。また、混合剤の開発及び登録の推進によりむやみな現地混用を不要とするため、同時に施用する必要性が高い農薬の組合せに関する情報を積極的に農薬製造者に伝達するよう努めること。

5 農薬の使用が原因と考えられる健康被害の相談が住民から貴自治体にあった場合は、貴自治体の農林部局及び環境部局をはじめとする関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）は相互に連携し、必要に応じて対応窓口を設置する等により、適切に対処すること。

(お知らせ)

「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」の結果について

平成19年1月31日(水)
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室
代表 03(3581)3351
直通 03(5521)8323
室長 鈴木 伸男(6640)
室長補佐 小出 純(6641)
係長 山口 吉久(6643)
担当 松倉 裕二(6642)

環境省では農薬の飛散リスクを評価・管理するための手法を確立するため、平成17年度より「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」を行っています。その一環として、平成17年度に地方公共団体の御協力を得て実施した街路樹、公園等での防除実態の把握を目的とするアンケート調査の結果をとりまとめましたのでお知らせします。

その結果、多くの自治体で、適切な病虫害防除及び農薬使用がなされている実態が明らかとなる一方、一部の地方公共団体においては、病虫害の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している事例、散布対象範囲を最小限の区域に留めていない事例、これまでに知見のない農薬の現地混用を実施した事例が見受けられたところです。

このため、適切な方法による防除の徹底を図るため、環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長の連名による指導通知を本日付けで発出しました。

I. 調査目的

農薬は街路樹や公園緑地の花木類等の管理のために市街地においても使用されています。また、混住化等により住宅地と近接した農地での散布も増加しています。飛散した農薬を第三者(農薬使用者ではない周辺住民)が吸入等した場合、健康に悪影響を及ぼすおそれがあることから、農薬の飛散リスクを評価し、管理する必要性が高まっています。このため、環境省では、平成17年度より「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」を行うこととしました。

平成17年度においては、今後の検討に必要な街路樹、公園等での防除実態の把握を目的として関係地方公共団体に対するアンケート調査を実施しました。

Ⅱ. 結果の概要等

1. 調査方法

調査は人口 10 万人以上の 268 自治体（市及び特別区）に環境省農薬環境管理室から調査票を送付し、計 226 の自治体（部署として 421 部署）から回答を得ました。アンケートの回収率は 84.3%でした。

多くの自治体では、街路樹・公園緑地等の対象ごとに管理部署が異なるため、回答は部署別に寄せられたものが多く、このため、自治体別、部署別の両方で集計しました。

2. 結果の概要

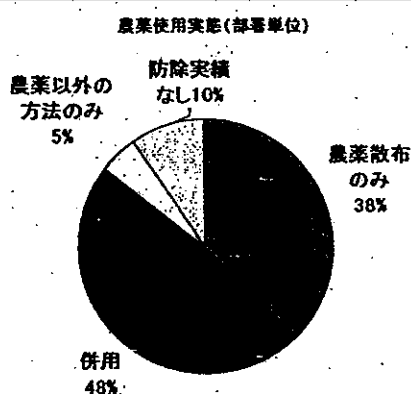
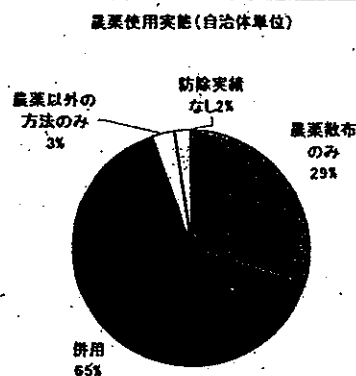
今回のアンケート調査の主な結果は以下のとおりです（より詳細な調査結果は、調査結果本体を御覧下さい）。

（1）病害虫・雑草防除のための農薬散布の有無等について

病害虫・雑草防除のための農薬散布の有無及び農薬散布以外の方法による防除の有無を尋ねたところ、農薬散布を行っているとの回答が自治体別で 95%、部署別で 86%と多くの自治体・部署で農薬散布が行われていました。これに農薬散布以外の方法による防除の有無についての回答を合わせた結果で見れば、農薬散布のみとの回答が自治体別で 29%、部署別で 38%であったのに対し、併用しているとの回答が自治体別で 65%、部署別で 48%と農薬散布のみに頼らない防除を行っている自治体、部署の方が多結果となりました。

なお、農薬散布以外の防除方法の主なものとしては、病害虫被害枝葉の剪定、人力あるいは機械による除草及びマルチによる除草などの回答がみられました。

自治体単位の集計		部署単位の集計	
◎農薬を使用している		◎農薬を使用している	
・農薬散布のみ	66	・農薬散布のみ	158
・農薬散布及び農薬散布以外	148	・農薬散布及び農薬散布以外	202
(小計)	(214)	(小計)	(360)
◎農薬を使用していない		◎農薬を使用していない	
・農薬散布以外	7	・農薬散布以外	21
・防除実績なし	5	・防除実績なし	40
計	226	計	421



以後の質問については、農薬を散布している214自治体（360部署）についてまとめています。

（2）農薬散布の対象について

農薬散布を行っているとの回答があった部署に対し、散布対象について尋ねた結果を①街路樹主体、②公園緑地主体、③街路樹・公園緑地両方、④その他、⑤全てを対象の5グループに分類したところ、それぞれの部署数は、下表のようになりました。

なお、その他としては、具体的には市役所構内/周辺地、小・中学校、文化センター等との回答がみられました。

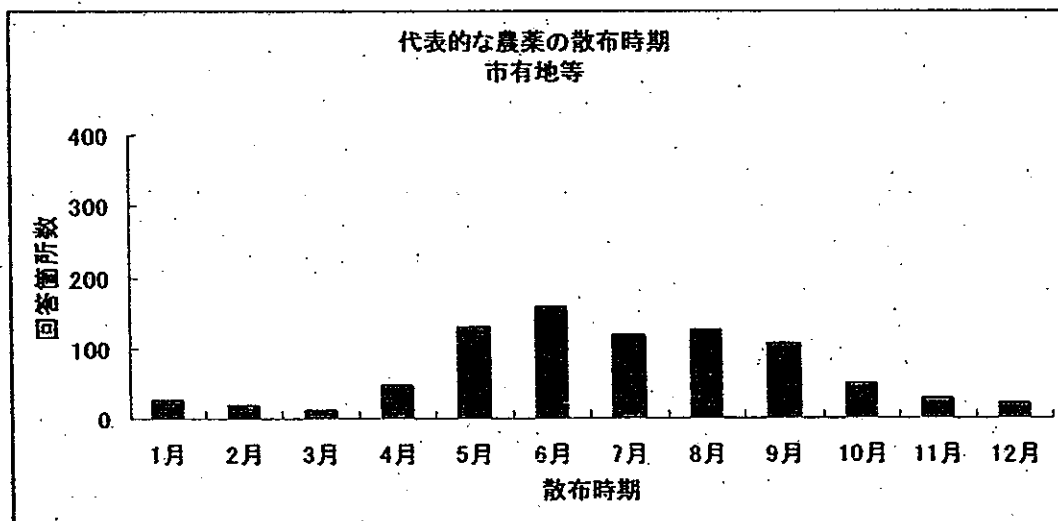
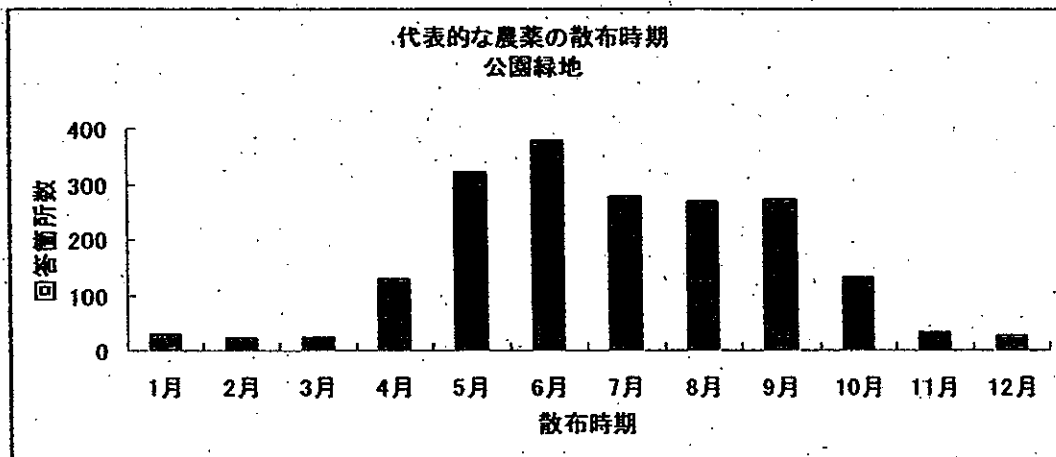
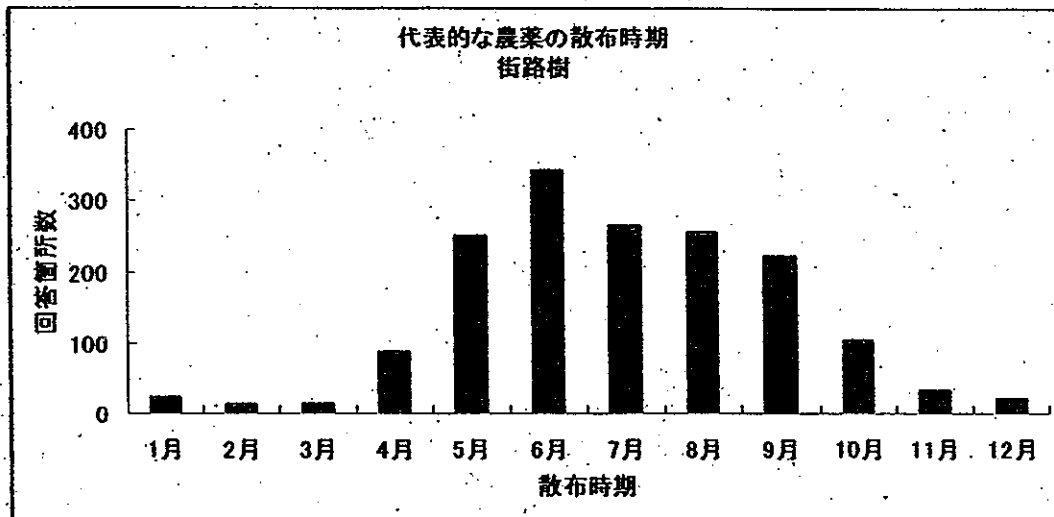
（農薬の散布対象について）

散布対象	部署数
街路樹主体部署	73
公園緑地主体部署	77
街路樹・公園緑地両方	113
その他	51
全てを対象としている	43
無回答	3
計	360

(3) 代表的な農薬の散布時期等について

①散布時期

代表的な農薬の散布時期について尋ねたところ、街路樹（緑地帯を含む）、公園緑地及びその他（市有地等）のいずれの散布対象でも4月頃から農薬散布が徐々にはじまり、6月をピークに10月頃までに終了するという傾向がみられました。



②散布要否の判断

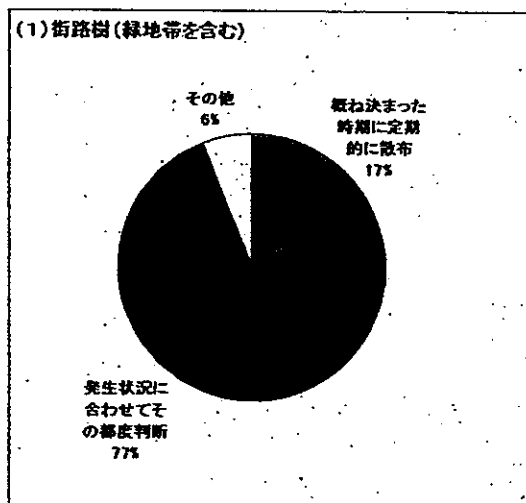
散布対象ごとに散布要否の判断について尋ねたところ、いずれの散布対象においても定期的に散布しているとの回答は 17%~36%と低く、発生状況に合わせてその都度判断しているとの回答が 60%~77%と多い結果でした。なお、その他としては、近隣住民の要望のあった場合に実施などの回答がみられました。

散布要否の判断について

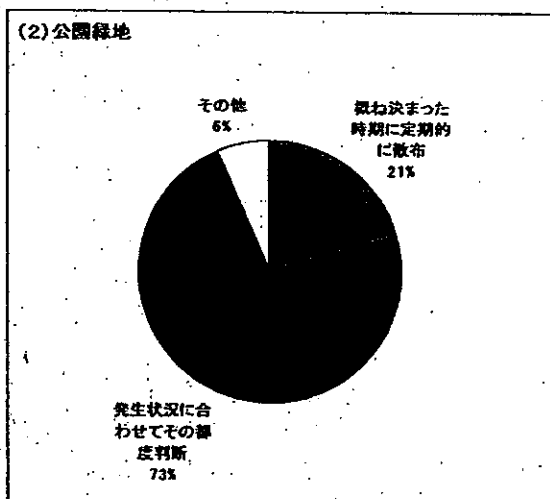
散布対象 要否の判断	(1) 街路樹 (緑地帯を含む)	(2) 公園緑地	(3) その他 (市有地等)
1 概ね決まった時期に定期的に散布	37	46	36
2 発生状況に合わせてその都度判断	167	163	61
3 その他(※)	13	14	4

(※) その他には 1, 2 の両方から判断している部署を含む。

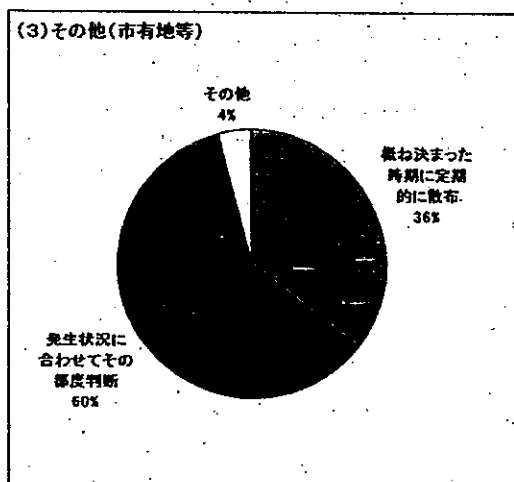
街路樹へ散布する際の要因



公園緑地へ散布する際の要因



その他(市有地等)へ散布する際の要因



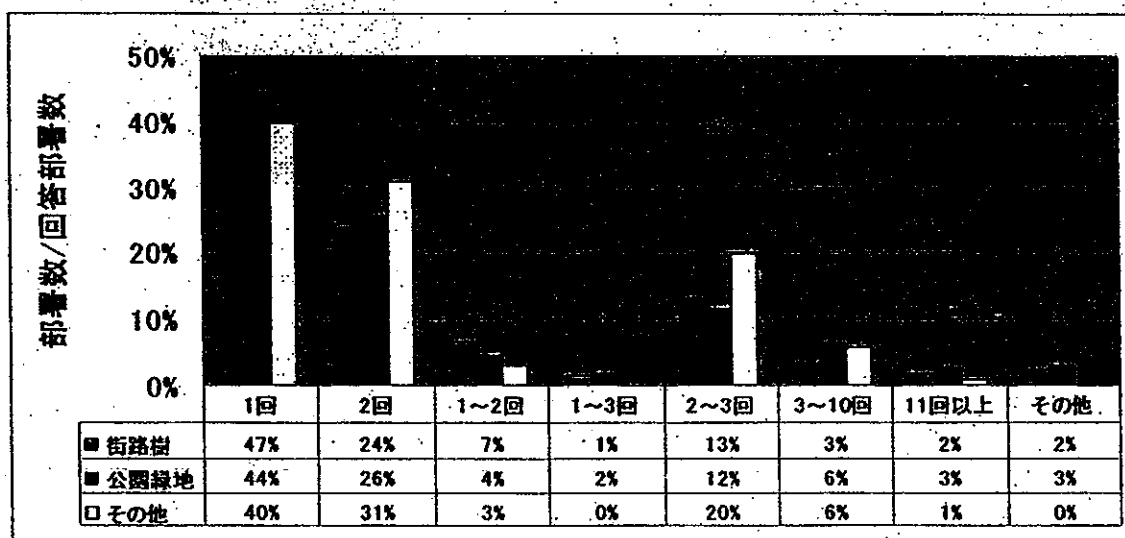
③散布回数

散布対象ごとに年間の散布回数について尋ねたところ、いずれの散布対象においても、1回との回答が最も多く、調査部署の40～47%でした。次いで2回と回答した部署が24～31%であり、これらに1～2回と回答した部署を加えた農薬の散布回数が2回以内の部署は散布対象別に74%～78%を占め、多くの自治体では概ね2回以内の農薬散布が行われているとの結果となりました。

散布回数について

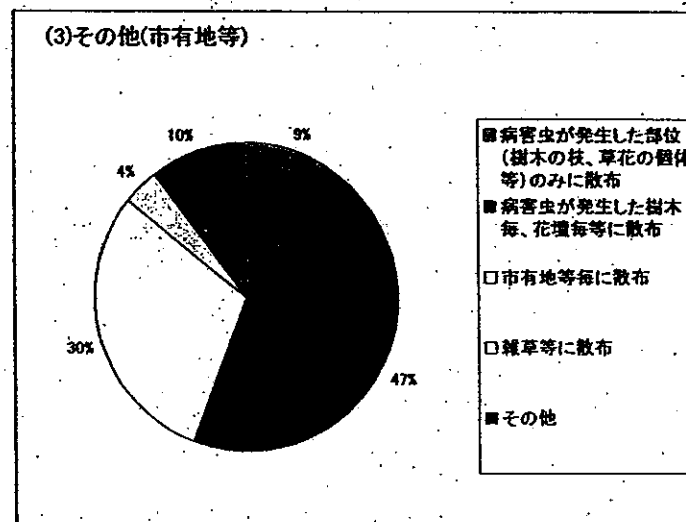
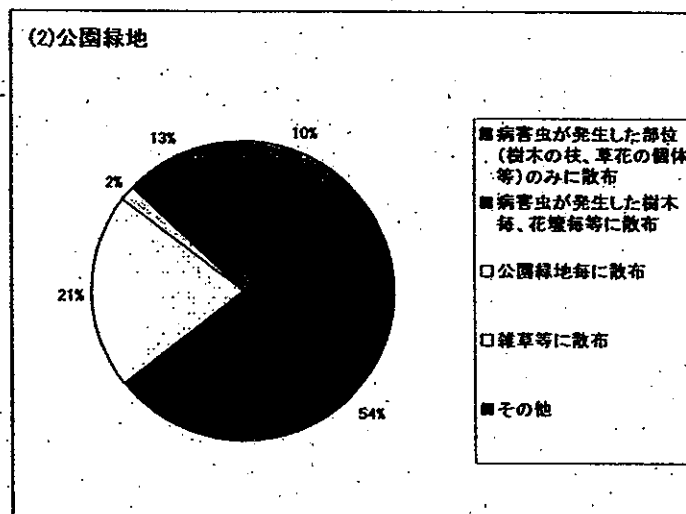
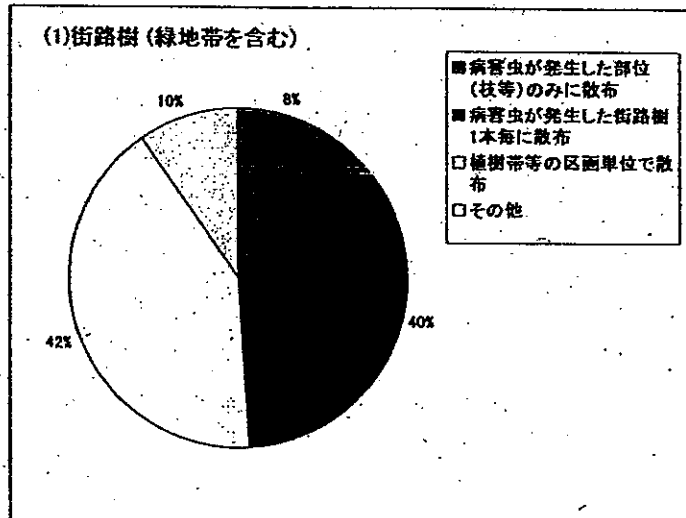
対象 散布回数	(1) 街路樹 (緑地帯を含む)	(2) 公園緑地	(3) その他 (市有地等)
1	100	99	40
2	52	57	31
1～2	14	10	3
1～3	3	4	0
2～3	28	26	20
3～10	7	14	6
11回以上	4	6	1
その他*	5	7	0

(※) その他は、適宜または不定期に散布するため回数未定の部署がある。



④散布範囲

散布対象ごとに散布範囲を尋ねたところ、いずれの散布対象においても、病害虫の発生部位のみに散布するとの回答は、8～10%と低く、病害虫が発生した樹や花壇ごと等に散布するとの回答が40～54%と多くを占めました。また、植樹帯等のまとまった区画単位で散布しているとの回答も21～42%見受けられました。

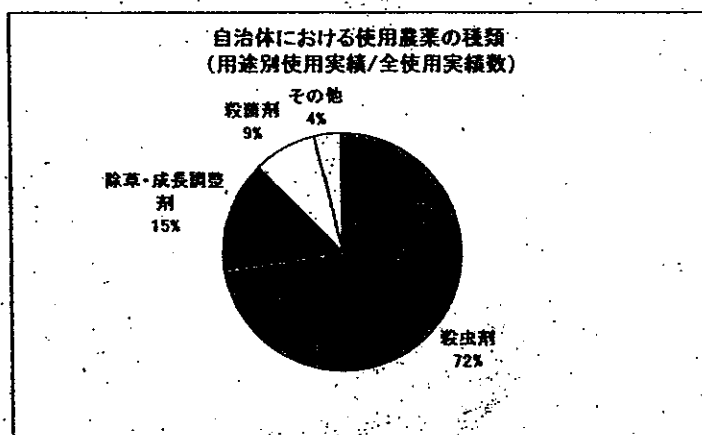


(4) 使用農薬について

使用農薬として多いもの5つまでを記入するよう尋ねたところ、フェニトロチオンとトリクロルホンは、60%以上の自治体から使用していることが明らかになりました。また、使用農薬の種類を用途別に分類したところ、殺虫剤が72%と最も多く、次いで除草剤等(15%)、殺菌剤(9%)の順となりました。

有効成分別の使用頻度

順位	薬剤	自治体数	回答率
1	MEP(フェニトロチオン)【殺虫剤】	136	64%
2	DEP(トリクロルホン)【殺虫剤】	128	60%
3	エトフェンブロックス【殺虫剤】	51	24%
3	イソキサチオン【殺虫剤】	51	24%
5	グリホサート【除草剤】	43	20%



(5) 現地混用について

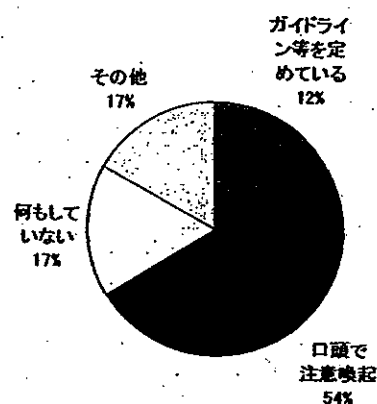
農薬の現場での混用について尋ねたところ、77%の部署が混用はしていないとの回答でした。また、頻繁に混用しているとした部署が10%、たまに混用しているとの部署は11%見られました。混用していると回答した部署に代表例を記載してもらったところ、フェニトロチオンとトリクロルホンを混用している例やトリクロルホンとアセフェートを混用している例などが見受けられました。

部署	該当 部署数	混 用			
		頻繁	たまにある	しない	回答なし
街路樹主体部署	73	2	9	62	0
公園緑地主体部署	77	9	9	59	0
街路樹・公園緑地両方	113	13	8	88	4
その他区域主体部署	51	9	5	33	4
全てを対象とする部署	43	2	7	33	1
合計	357	35	38	275	9
	100%	10%	11%	77%	2%

(6) 散布地周辺への安全対策について

散布地周辺への安全対策としてどのようなことを行っているかについて尋ねたところ、12%の部署からは、散布に際して要領やガイドラインを定めているとの回答が、53%の部署からは口頭等で注意喚起しているとの回答がありましたが、特段何もしていないとした部署も18%見受けられました。なお、注意喚起の具体的な方法として事前に回覧等による文書、チラシ、広報車、看板等により散布日程と当日の窓閉め、洗濯物の取り込み、車のカバー等を促すなどがありました。

安全対策	部署数
1 街路樹・花木等への散布に当たって要領・ガイドライン等を定め安全策を講じている。	45
2 要領、ガイドライン等は定めていないが口頭等で注意喚起している。(具体的な注意喚起内容を記載)	196
3 特段何もしていない。	61
4 その他	62



Ⅲ. 今後の対応

1. 今回のアンケート調査により、多くの自治体で、適切な病虫害防除及び農薬使用がなされている実態が明らかとなる一方、一部の地方公共団体においては、病虫害の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している事例、散布対象範囲を最小限の区域に留めていない事例、これまでに知見のない農薬の現地混用を実施した事例が見受けられたところです。このため、適切な方法による防除の徹底を図るため、環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長の連名による指導通知を本日付けで発出しました。(別紙)。
2. 環境省では、平成18年度からモデル的に公園等での農薬の飛散に関するモニタリング調査を実施しています。
3. 今後は、農薬のばく露実態を把握した上で適切なリスク評価・管理手法の開発を行うこととしています。